

着付け技能検定の受検資格

(単位:実務経験年数※1)

学科	受検対象者 (※2)	学科試験の受検に必要な実務経験年数	
		1級	2級
			2級合格後
	実務経験のみ ※1	5年	2年
	専門高校卒業	4年	0
	大学・短大・高校専攻科卒業	3年	0
専修学校又は各種学校卒業	800時間以上	4年	0
	1600時間以上	3年	0
	3200時間以上	2年	0
短期課程の普通職業訓練修了	700時間以上	4年	0
普通課程の普通職業訓練修了	2800時間未満	3年	0
	2800時間以上	2年	0
美容師免許取得		2年	0

※1 実務経験とは、他装又は着付け指導の業務に携わった経験をいう。また、実務経験年数は、受検対象者欄に掲げる卒業、修了又は免許取得の後の実務経験の年数をいう。

※2 着付け職種に関する学科又は訓練科(美容科・着付け科・和裁科・被服科等)に限る。

実技

同級又は上位級の学科試験の合格者
(学科試験に合格した日の翌日から、2年後の年度の末日までに行われる実技試験まで有効。)
同級又は上位級の学科試験の免除者(特例講習修了者含む)

試験免除の範囲

左欄に掲げる者は同表右欄に掲げる試験の免除を受けることができる。

① 技能検定関係	免除対象者 (※ 学科試験合格者)	試験免除の範囲			
		学科試験		実技試験	
		1級	2級	1級	2級
	1級の着付け技能検定において学科試験に合格した者	免除	免除	—	—
	2級の着付け技能検定において学科試験に合格した者	—	免除	—	—

※学科試験に合格した日の翌日から、2年後の年度の末日までに行われる実技試験まで有効。

② 職業能力開発関係	免除対象者 (※1 職業訓練修了者等)	試験免除の範囲			
		学科試験		実技試験	
		1級	2級	1級	2級
	職業訓練指導員免許を取得した者	免除	免除	—	—
	普通課程の普通職業訓練における技能照査に合格後2年(訓練時間が2800時間以上なら1年)の実務経験のある者 ※2	—	免除	—	—

※1 着付け職種に関する学科又は訓練科(美容科・着付け科・和裁科・被服科等)に限る。

※2 実務経験とは、他装又は着付け指導の業務に携わった経験をいう。

③ その他	免除対象者 (※ 特例講習受講修了者)	試験免除の範囲			
		学科試験		実技試験	
		1級	2級	1級	2級
	技能センターが実施する特例講習1級を修了した者	免除	免除	—	—
	技能センターが実施する特例講習2級を修了した者	—	免除	—	—

※特例講習は平成27年度で終了しました。平成29年度は平成26年～27年度の特例講習受講修了者が対象になります。

試験科目及びその範囲

学科試験	
1級 (60分)	2級 (60分)
【出題形式】筆記試験(多肢選択):約50問	【出題形式】筆記試験(多肢選択):約50問
【合格基準】70点以上(100点満点)	【合格基準】60点以上(100点満点)
1 着物の知識及び名称 (1) 着物の歴史(服飾史) (2) 着物の各部の名称及び寸法 (3) 文様	1 着物の知識及び名称 (1) 着物の歴史(服飾史) (2) 着物の各部の名称及び寸法 (3) 文様
2 男女の着物の違い	2 男女の着物の違い
3 着物のたたみ方	3 着物のたたみ方
4 繊維の知識	
5 着物の織物及び染物 (1) 織物の知識 (2) 染物の知識	4 着物の織物及び染物 (1) 織物の知識 (2) 染物の知識
6 着物の着用時季	5 着物の着用時季
7 着物の格 (1) 着物の用途別種類及び柄づけによる格の違い (2) 家紋	6 着物の格 (1) 着物の用途別種類及び柄づけによる格の違い (2) 家紋
8 帯の種類(織帯及び染帯)	7 帯の種類(織帯及び染帯)
9 着付小物及び装身小物の種類及び用途	8 着付小物及び装身小物の種類及び用途
10 着物、帯及び小物の合わせ方	9 着物、帯及び小物の合わせ方
11 着付けの心得、作法及び技法	10 着付けの心得、作法及び技法
12 関係法規 美容師法(昭和32年法律第163号)関係法令のうち、着付けに関する部分	11 関係法規 美容師法(昭和32年法律第163号)関係法令のうち、着付けに関する部分
実技試験 (試験時間は課題によって異なります。)	
1級	2級
【合格基準】70点以上(100点満点)	【合格基準】60点以上(100点満点)
次に掲げる着物について定められた時間内で着付けができること。 ・浴衣・街着・付下げ・訪問着・付下げ訪問着・色留袖・黒留袖・中振袖・紋服(羽織・袴)	次に掲げる着物について定められた時間内で着付けができること。 ・浴衣・街着・付下げ・訪問着・付下げ訪問着

※試験科目及びその範囲の詳細や過去の学科試験問題及び実技試験問題は、ホームページをご確認ください。

着付け技能士会

1級又は2級着付け職種技能検定に合格され、《1級又は2級着付け技能士》となられた方には、技能センターが運営する、【着付け技能士会】に登録することができます。年間を通じて、各種講習・セミナー等のご案内を送らせていただく予定です。詳細は実技試験合格発表時に合格者にご案内致します。

厚生労働大臣指定試験機関
一般社団法人全日本着付け技能センター

〒151-0053
東京都渋谷区代々木1丁目56番4号 美容会館1階
TEL:03(3370)1740 Fax:03(3370)1745